

徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第5期)の一部前払に係る誓約書

私は、「徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第5期)」のうち「一部前払」を申請するにあたり、以下の内容について誓約します。

相違がないことを確認いただき、口にチェック(✓)を入れてください。

<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>以下の全ての要件に該当しています。</p> <p>① 通常時は午後8時から翌朝5時までの間に営業を行っていたが、徳島県による営業時間短縮の要請に応じて、営業時間短縮等実施期間は、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮(または休業)し、酒類を提供する飲食店は酒類の提供を午後7時までとします。</p> <p>② 業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底しています。</p> <p>③ 「ガイドライン実践店ステッカー」を店頭に掲示しています。</p> <p>④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営しています。</p> <p>⑤ 事業活動に必要な許認可を受けて営業しています。</p> <p>⑥ 本協力金を重複して申請していません。</p> <p>⑦ 徳島県から検査・報告・証拠書類提出・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。</p> <p>⑧ 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給に関する情報を国及び所在地の自治体、税務関係、警察等関係行政機関に提供することについて同意します。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。また、上記内容に該当しないことを確認するため、徳島県が徳島県警察本部に照会することについて承諾します。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>申請書及び提出書類に記載した内容に虚偽はありません。申請内容に虚偽や不正等が判明した場合、営業時間や酒類の提供時間の短縮要請に協力いただけていないことが判明した場合、または「ガイドライン実践店ステッカー」申請時に各業界団体で作成したチェックリストの内容を遵守できていない場合は、協力金の返還や加算金を支払うこと及び事業者名の公表に応じます。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>対象期間終了後、「協力金の残額」について再度申請が必要であること、および、協力金の一部前払を申請した場合、「協力金の残額」の申請時に「売上高減少額方式」を選択できないことを理解した上で、協力金の一部前払いを申請します。</p>

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地または住所*1 :

店舗名称(屋号) :

代表者職・氏名*2 :

※1 法人の方は申請書に記載した法人所在地を、個人事業主の方は申請書に記載した個人事業主の住所を記載してください。

※2 代表者の氏名は、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。